

# 岡山県中学校体育連盟規約

## 第1章 総 則

(名称及び所在)

第1条 この連盟は岡山県中学校体育連盟と称する。

第2条 この連盟の事務局を会長又は理事長所属の学校内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この連盟は中学校保健体育の充実をはかり、中学生スポーツの正常な発展を促進するため、必要な研究、連絡、事業を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 中学校保健体育に関する審議会の開催。
- (2) 中学校生徒の各種スポーツ大会の開催と本連盟が承認した大会の共催。
- (3) 中学校保健体育指導者の資質向上に関する講習会、研究会の開催。
- (4) 中学校保健体育に関する調査研究。
- (5) 体育スポーツ諸団体との連絡提携。
- (6) 保健体育用品の斡旋。
- (7) その他本連盟の目的達成に必要な事項。

## 第3章 組 織

第5条 この連盟は県下の中学校をもって構成し6地区を置く。各地区内に支部を組織するものとする。各学校は別に定められた期日までに加盟申請手続きを行わなければならない。(別紙様式)  
各地区及び支部の規約は、地区、支部において別に定める。

第6条 学校教育法134条の各種学校(1条校以外)が加盟を希望する場合は、以下の条件を具備すること。

- (1) 岡山県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- (2) 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
- (3) 運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に当該学校顧問教員の指導のもとに、適切に行われていること。

第7条 この連盟に研究部と専門部をおく。

研究部は、(1)調査研究 (2)ダンス  
専門部は、(1)陸上競技 (2)水 泳 (3)バスケットボール  
(4)サッカー (5)ハンドボール (6)野 球  
(7)体操・新体操 (8)バレーボール (9)ソフトテニス  
(10)卓 球 (11)バドミントン (12)ソフトボール  
(13)柔 道 (14)剣 道 (15)相 撲  
(16)ス キ ー (17)テ ニ ス  
各研究部及び専門部規定は別に定める。

## 第4章 役員及び職員

(役員)

第8条 この連盟に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 支 部 長 若干名
- (4) 理 事 長 1 名
- (5) 副 理 事 長 若干名
- (6) 常 任 理 事 若干名
- (7) 理 事 若干名
- (8) 監 事 2 名
- (9) 書 記 若干名
- (10) 会 計 若干名
- (11) 研究部長及び研究部理事長 若干名
- (12) 専門部長及び専門部理事長 若干名
- (13) 顧 問 若干名

(役員の選出方法)

第9条 会長、副会長及び理事長、副理事長は、常任理事会で推挙し、理事会において選出する。

第10条 常任理事は理事中より地区代表として選出する。但し、地区理事長は常任理事とする。

第11条 支部長、理事は各支部・各地区会員中より選出する。

第12条 監事は理事会において推挙する。

第13条 書記、会計、各研究部及び各専門部の部長及び理事長は会長が委嘱する。

第14条 顧問は理事会において選出し、会長が委嘱する。

(役員の特権)

第15条 (1) 会長はこの連盟を代表し会務を統括する。  
(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職を代行する。  
(3) 支部長は支部を代表し支部の会務を統括する。また、重要事項に関し、会長の諮問に応ずる。  
(4) 理事長、副理事長は、理事会、常任理事会を代表して会務の処理に任ずるとともに会長、副会長事故あるときは、その職を代理する。  
(5) 常任理事は常任理事会を組織し理事長の会務の処理を補佐する。  
(6) 理事は理事会を組織し、会務につき決議する。  
(7) 監事は本連盟の会計及び業務執行の状況を監査する。  
(8) 書記は本連盟の庶務をつかさどる。  
(9) 会計は本連盟の会計をつかさどる。  
(10) 各研究部長及び研究部理事長はその部の事業を掌握処理する。  
(11) 各専門部長及び専門部理事長はその部の事業を掌握処理する。  
(12) 顧問は重要事項に関し、会長の諮問に応ずる。

(役員の特任)

第16条 (1) 役員の特任は、2か年とする。ただし重任を妨げない。  
(2) 役員に欠員を生じたときは補充することができる。この場合は前任者の残任期間とする。

(役員の特任及び費用弁償)

第17条 役員はすべて名誉職とする。ただしその任務のために要した費用は実費弁償を受けることができる。

(事務局)

第18条 (1) 事務局は次の役員で構成する。  
ア 会長 イ 副会長 ウ 理事長 エ 副理事長  
オ 書記 カ 会計  
(2) 事務局員は会長の命を受けこの連盟の事務を処理する。

## 第5章 機 関

(機関)

第19条 (1) この連盟に総会、理事会、常任理事会、研究部、専門部理事長会、支部長連絡会及び研究部・専門部部長連絡会をおく。  
(2) 必要に応じ、各種委員会を設置することができる。但し、設置については理事会において承認を求めなければならない。

(総会)

第20条 (1) 総会は連盟の全役員をもって構成し、会長が招集する。  
(2) 定例総会は毎年3月上旬までに行い、年間行事の反省、各種表彰などを行う。

(理事会)

第21条 (1) 理事会はこの連盟の意志決定機関であるとともに執行機関であって会長、

副会長、理事長、副理事長、常任理事、調査研究部部長、理事、各研究部理事長、各専門部理事長、書記、会計で構成し、会長が招集する。  
定例理事会は毎年5月と11月にこれを開き、予算、決算、事業その他重要事項を審議し、決定する。

- (2) 理事会は構成員の3分の2以上で成立し、議事は出席理事の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は会長がこれを決める。
- (3) 緊急の場合は臨時会を招集することができる。

(理事会の審議事項)

第22条 理事会は次の事項を審議し、決定する。

- (1) 規約及びこれにもとづく諸規定の制定並びに改廃。
- (2) 役員を選出及び承認。
- (3) 予算及び決算。
- (4) 事業の運営の基本方針。
- (5) その他この連盟の運営に必要な事項。

(常任理事会)

- 第23条
- (1) 常任理事会は会長、副会長、調査研究部長、理事長、副理事長、常任理事、書記、会計で構成し、会長が招集する。
  - (2) 常任理事会は会務の処理、運営の企画について審議する。
  - (3) 緊急を要する場合は地区を代表して会の運営執行について理事会の職務を代行することができる。ただし、この場合は次の理事会において承認を求めなければならない。

(研究部・専門部理事長会)

- 第24条
- (1) 研究部・専門部理事長会は会長、副会長、理事長、副理事長、各研究部理事長、各専門部理事長、書記、会計で構成し、会長が招集する。
  - (2) 研究部・専門部理事長会は運営の企画について審議し、会務の処理をする。
  - (3) 研究部・専門部理事長会の審議内容は常任理事会の承認を求めなければならない。

(合同会議)

第25条 第23条の常任理事会及び第24条の研究部専門部理事長会は合同で行うことを常態とし、この会議を合同会議と称する。

(支部長連絡会)

- 第26条
- (1) 支部長連絡会はこの連盟の諮問機関であって、会長、副会長、支部長、調査研究部長、理事長、副理事長、書記、会計、支部理事長で構成し、会長が招集する。
  - (2) 支部長連絡会は随時これを開き、この連盟の重要事項について、その諮問に応ずる。

(研究部・専門部部長連絡会)

- 第27条
- (1) 研究部・専門部部長連絡会はこの連盟の諮問機関であって、会長、副会長、支部長、理事長、副理事長、書記、会計で構成し、会長が招集する。
  - (2) 研究部・専門部部長連絡会は随時これを開き、この連盟の重要事項について、その諮問に応ずる。

(会議の議長の選出)

第28条 会議の議長は、そのつど、会議の構成員の中から選出する。

## 第6章 会 計

(経費)

第29条 この連盟の経費は各支部の負担金、及び一般の寄付金等をもってこれにあてる。

第30条 前条の負担金及び納入期日は毎年第1回理事会において定める。

第31条 この連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 競技会

(競技会)

第32条

- (1) 本連盟が主催する競技会は年2回とする。
- (2) 本連盟が主催する競技会予選を兼ねる各地区・支部大会において、岡山県中学校体育連盟専門部から順位決定を義務づけることはしない。
- (3) 岡山県中学校総合体育大会(夏季種目)の予選を兼ねる各地区・支部大会は各地区・支部の夏季休業開始までに競技を終了することとする。但し、天候により順延した場合を除く。
- (4) 岡山県中学校総合体育大会の開催期間は県下で最も遅い支部の夏季休業開始日から7月30日までの間に行うものとするが、前項後段のことを踏まえたうえで開催期日、申込締め切り等を決定する。但し、スキー競技は除く。
- (5) 岡山県中学校秋季体育大会の開催期日は、原則として11月の第1日曜日・月曜日とする。  
但し、水泳競技・スキー競技を除く。
- (6) 前項の開催期日は、施設確保等が困難な場合は変更が認められる。但し、できるだけ近日に行うよう各専門部において努力する。

## 第8章 雑 則

第33条

本連盟の後援・共催を必要とする行事は承認を得て行う。

## 付 則

昭和48年	4月	1日	施行
昭和53年	2月	21日	改正
昭和55年	5月	9日	改正
昭和61年	2月	1日	改正
平成3年	5月	2日	改正
平成4年	1月	2日	改正
平成6年	5月	6日	改正
平成7年	2月	4日	改正
平成7年	12月	4日	改正
平成13年	4月	24日	改正
平成20年	3月	10日	改正
平成22年	3月	5日	改正

### 【解説】

第32条

- (2) 「順位決定を義務づけることはしない」

県の専門部としては各地区で順位を決定してくれた方が組み合わせをしやすいという都合がある。

しかしながら、順位づけをすることによって、地区大会の規模の拡大につながるためそのようなことはしない。地区には地区の事情がある。

ただし、地区が定めた申し合わせの中で順位が決定される場合は、それに越したことはない。しかし、県内のすべての地区で順位決定がされていないのに県大会の組み合わせに反映することは公平性を欠く。

さらに、競技団体の大会の順位を県大会の組み合わせに反映させることも不自然である。  
(平成27年度第2回理事会にて確認)